

第 2 藥 事

1 薬事審議会

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第3条、附属機関の設置に関する条例により設置され、薬事に関する重要な事務に関し、知事の諮問に応じ意見を答申している。

薬事審議会開催状況

開催年月日	開催場所	協議事項	出席委員数
R7. 3. 10	県庁 行政特別西会議室	【議題】 (1) 薬事審議会のオンライン開催の検討について (2) 献血推進に係る若年層対策について 【報告事項】 (1) 認定薬局制度の運用状況について (2) 電子処方箋補助金事業について (3) 大麻相談窓口について	12名

2 薬事許可事務

- (1) 医薬品医療機器等法第4条、第6条の2、第6条の3、第24条、第26条、第30条、第34条、第39条及び第40条の5の規定に基づく許可等を行う。

① 令和6年度薬局、医薬品販売業等許可等申請件数

区分	薬局	地域連携薬局	専門医療 機関連携 薬局(が ん)	医薬品販売業							高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製品 販売業	合計
				店舗 販売業	薬種商 販売業	卸売 販売業	特例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販売業	小計			
新規	46	12	1	39	-	21	-	3	-	63	75	0	197
更新	168	108	7	38	-	17	1	8	8	72	105	0	460

② 登録販売者試験（過去5年分）

試験期日	出願者数	受験者数	合格者（合格率）
R2. 12. 13	3,128名	2,655名	1,154名（43.5%）
R3. 12. 12	3,451名	2,891名	1,405名（48.6%）
R4. 12. 11	2,943名	2,426名	1,415名（58.3%）
R5. 12. 10	3,739名	2,719名	1,451名（53.4%）
R6. 12. 15	5,694名	4,019名	1,242名（30.9%）

③ 令和6年度末薬局、医薬品販売業等件数

種別 保健所名	薬局	医薬品販売業							高度管理 医療機器 等販売業 ・貸与業	再生医療 等製品 販売業	合計	地域 連携 薬局	専門医 療機関 連携薬 局（が ん）	認定 薬局 合計	(参考) 新配置 従事者	(参考) 既存配置 従事者
		店舗 販売業	薬種商 販売業	卸売 販売業	特例 販売業	新配置 販売業	既存配置 販売業	小計								
筑紫	219	82	0	22	0	4	6	114	268	3	604	15	0	15	21	6
粕屋	135	80	0	41	0	0	1	122	165	1	423	9	0	9	8	8
糸島	57	23	0	3	0	0	0	26	35	0	118	1	0	1	5	0
宗像・遠賀	124	58	0	6	0	0	0	64	112	0	300	7	0	7	5	6
嘉穂・鞍手	158	74	0	26	1	0	2	103	153	4	418	5	0	5	5	3
田川	72	31	1	3	0	0	1	36	63	0	171	0	0	0	1	2
北筑後	103	46	1	14	0	1	1	63	86	0	252	6	0	6	5	2
南筑後	231	98	0	25	1	8	2	134	168	4	537	5	0	5	31	9
京築	101	47	0	10	0	0	1	58	85	0	244	8	0	8	11	3
小計	1,200	539	2	150	2	13	14	720	1,135	12	3,067	56	0	56	92	39
北九州市	625	229	0	106	1	8	5	349	633	14	1,621	16	0	16	48	11
福岡市	958	392	0	239	2	5	15	653	1,490	18	3,119	42	6	48	39	18
久留米市	207	61	0	41	0	3	1	106	214	11	538	5	2	7	23	9
県外	-	-	-	-	-	27	27	54	-	-	54	-	-	-	-	-
小計	1,790	682	0	386	3	43	48	1,162	2,337	43	5,332	63	8	71	110	38
合計	2,990	1,221	2	536	5	56	62	1,882	3,472	55	8,399	119	8	127	202	77

年度末許可業者数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
販売業数	8,132	8,223	8,262	8,307	8,399

(2) 薬剤師法第2条、同法施行令第5条、第8条、第9条及び第6条の規定に基づく申請について事務を行う。
薬剤師免許申請者数等

種別 年度	免許申請	名簿訂正	書換交付	再交付	登録消除
R2	403	227	224	29	3
R3	420	277	288	29	10
R4	373	235	231	26	15
R5	391	236	232	31	7
R6	408	237	232	26	8

3 福岡県薬事審議会規則

昭和36年8月1日
福岡県規則第72号

改正 昭和38年10月31日規則第72号
昭和50年8月25日規則第57号
昭和51年3月29日規則第20号
平成10年4月1日規則第19号
平成20年3月31日規則第38号
令和3年6月1日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例(昭和28年福岡県条例第39号)第3条の規定に基づき、福岡県薬事審議会(以下「審議会」という。)の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 審議会は、保健医療介護部薬務課内に置く。(平10規則19・平20規則38・一部改正)

(所掌事務)

第3条 審議会は、知事の諮問に応じて次の各号に掲げる事項を調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 薬事従事者の研修その他の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関すること。
- (3) 医薬品等の取扱いの適正に関すること。
- (4) 医薬品等の広告の適正に関すること。
- (5) 農薬等毒物又は劇物による危害の防止に関すること。
- (6) 医薬品等の生産振興助成に関すること。
- (7) 医薬品等の流通に関すること。
- (8) 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定に関すること。(令3規則37・一部改正)
- (9) その他の薬事に関すること。(昭38規則72・昭50規則57・一部改正)

(組織)

第4条 審議会は、委員13人で組織する。(昭51規則20・一部改正)

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者の内から知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者4人
- (2) 消費者4人
- (3) 薬事に関する業務に従事する者5人

2 前項各号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 知事は、委員が心身に故障があるため職務の遂行ができないとき、又は委員たるに適しない非行があると認められるときは、第2項の規定にかかわらず当該委員を解任し、又は解嘱することができる。(昭38規則72・昭51規則20・一部改正)

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決することによる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、保健医療介護部薬務課で処理する。（平 10 規則 19・平 20 規則 38・一部改正）

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の議を経て会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年規則第 72 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 17 日から適用する。

附 則（昭和 50 年規則第 57 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年規則第 20 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 19 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 38 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 37 号）

この規則は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

福岡県薬事審議会委員名簿

(五十音順)

令和7年10月1日現在

(任期：令和7年3月22日～令和9年3月21日)

氏名	所属団体、役職名	備考
うちだ 内田 まやこ	一般社団法人福岡県病院薬剤師会会長	
おおど 大戸 しげひろ 茂弘	九州大学 名誉教授 特命教授	
おだ 小田 まさとし 真稔	公益社団法人福岡県薬剤師会会長	
くすのき 楠木 れい 玲	弁護士	
くわの 桑野 やすゆき 恭行	公益社団法人福岡県医師会常任理事	
こだま 小玉 こうじ 康二	福岡県医薬品卸業協会会長	
ささき 佐々木 としひろ 享宏	一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会会長	
ちよう 長 ひろうみ 裕海	福岡県議会議員	
のだ 野田 りつこ 律子	公益財団法人福岡県女性財団常務理事	
はやし 林 としのぶ 稔展	福岡大学薬学部教授	
まえだ 前田 みほ 美穂	特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 専門部会検討委員	
もりた 森田 けいこ 桂子	公益社団法人福岡県製薬工業協会副会長	
やすこうち 安河内 ひろこ 浩子	福岡県地域婦人会連絡協議会委員	

4 薬と健康の週間

(1) 令和6年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領

1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に普及啓発することにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

2 実施期間

令和6年10月17日（木）～23日（水）

3 実施機関

福岡県、福岡県薬業団体連合会

4 実施事項

(1) 総論

上記1の目的を達成するため、関係機関との緊密な連携のもと、啓発活動を実施する。

(2) 福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県薬業団体連合会における実施事項

ア 「くすりと健康フェア2024」の開催

薬剤師・薬局の基本的な役割及びかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点等について県民の理解が深まるよう分かりやすく紹介するとともに、医薬品に関する正しい知識が広く県民に浸透するよう積極的に普及啓発を行う。

イ 多様な媒体を活用した情報発信

「薬と健康の週間」を周知するとともに、薬剤師の職能及び医薬品の正しい使い方等について、テレビや新聞などのマスメディア、インターネットを活用した動画やSNSなどにより積極的に普及啓発を行う。

ウ 薬事功労者の表彰

本県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった者及び薬業関係団体を表彰する。

(3) 保健福祉(環境)事務所及び薬局等における実施事項

ア 健康フェア等における啓発

健康フェア等において薬の正しい使い方に関する啓発パネルの展示及び薬の相談コーナーの設置等により医薬品についての正しい知識を普及啓発する。

イ セミナー等の開催

市町村及び薬剤師会等の協力を得て、セミナー等を開催することにより、医薬品は、使用期間、用法、用量及び保管方法等を守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

(4) 各団体独自の実施事項

上記1を目的とした普及啓発事業を関係団体独自で行う。

(5) 各種広報紙及びマスコミ等の活用による啓発

県及び市町村の広報誌活用並びに報道機関への資料提供等により、本事業趣旨の普及徹底を図る。

(2) 実施状況

① 啓発広報事業

ア 市町村、関係団体等の広報誌の利用及び各種報道機関に対する協力と資料の提供を行うことにより、本運動の趣旨の普及を図った。

イ 「くすりと健康フェア2024」の開催

健康サポート薬局やかかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師、医薬品の適正使用などに関するSNS（YouTube、Facebook、X(旧Twitter)、Instagram）を活用した啓発を実施した（期間：10月17日～23日）。

② 薬事功労者知事表彰

令和6年度「薬と健康の週間」の事業の一環として、福岡県において、薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に功績のあった方へ、福岡県薬事功労者知事表彰を実施した。

(3) 薬事功労者表彰

① 厚生労働大臣表彰

氏名	備考
宮谷 英記	現 公益社団法人福岡県薬剤師会 副会長

② 年度別薬事功労者表彰者数

年度	R2	R3	R4	R5	R6
厚生労働大臣	1	2	2	1	1
知事	10	8	7	13	12

5 福岡県薬業団体連合会助成

薬事関係団体の資質向上を図るため、福岡県薬業団体連合会が実施する調査、研修等の事業費の一部を助成している。

令和6年度補助額 600,000円

6 福岡県薬業団体連合会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、福岡県薬業団体連合会（略称「福薬連」）と称し、事務所を福岡市内に置く。

(組織)

第 2 条 この会は、福岡県内の薬業関係団体をもって組織する。

(目的)

第 3 条 この会は、会員の協力のもと社会的責任の自覚に立って、薬業界の発展向上と相互連帯の強化を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この会は、前条の目的を果たすため次の事業を行う。

- (1) 薬業界の相互連絡と情報交換に関すること。
- (2) 講習会、研究会等の開催。
- (3) 県民に対する薬業知識の普及宣伝。
- (4) 会員の福祉に関すること。
- (5) 優良施設、職員並びに功労者等の表彰。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な事業。

第2章 役 員

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
専務理事	1名
理事	若干名（会長及び副会長を含む）
監事	2名

(役員を選出)

第 6 条 会長及び副会長は、理事会の推薦または理事の互選により選出する。

2 専務理事は、理事の中より会長が指名する。

3 理事は、各団体がそれぞれ当該団体の役員または相当職にある者のうちから推薦した者をもってあてる。

4 監事は、理事会の推薦により選出する。

(職務及び権限)

第 7 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 専務理事は、会長の命を受け会務を処理する。

4 理事は、会務の執行を決定する。

5 監事は、この会の会務及び決算を監査する。

(任期)

第 8 条 役員は、任期は、2年とする。但し補欠役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(顧問、参与)

第 9 条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

第3章 会 議

(会議)

第 10 条 この会に理事会を置く。

(理事会)

第 11 条 理事会は、会長、副会長、及び理事で構成し、必要に応じて会長が召集する。理事会は次の事項を決議する。

- 1 事業計画及び年度収支予算の決定。
- 2 事業報告及び決算の承認。
- 3 会務の執行に関する事項。

(定員数)

第 12 条 理事会は理事の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 13 条 議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会 計

(経費の支弁)

第 14 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 雑 則

(事務局)

第 16 条 この会の事務を行うため、事務局を福岡県薬剤師会館内に置く。

(雑則)

第 17 条 前各条に定めるものを除くほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規則は、昭和50年3月18日から施行する。

7 福岡県薬業団体連合会

(令和7年4月現在)

団体名	代表者	郵便番号	連絡先	電話 FAX
公益社団法人福岡県薬剤師会 (福薬連事務局)	会長 小田 真稔	812-0018	福岡市博多区住吉2-20-15	092-271-3791 092-281-4104
一般社団法人福岡県医薬品登録販売者協会	会長 佐々木 享宏	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-5-16 神山ビル303	092-411-0311 092-411-0350
福岡県医薬品卸業協会	会長 大黒 勇一郎	812-8681	福岡市博多区山王2-3-5 (株) 翔薬	092-471-2308 092-414-5676
公益社団法人福岡県製薬工業協会	会長 岡本 隆行	833-0055	筑後市熊野994-1	0942-54-1472 0942-54-1643
福岡家庭薬会	会長 清水 淳	541-0044	大阪市中央区伏見町2-5-8 健栄製薬(株)	066-231-5626 066-231-5627
福岡県試薬協会	会長 徳重 寛行	812-0061	福岡市東区菅松3-7-7 徳重化学(株)	092-621-0088 092-611-2611
福岡県歯科用品商組合	理事長 山崎 龍也	812-0028	福岡市博多区須崎町4-23	092-283-7005 092-283-7006

8 公益法人の状況

(令和7年9月現在)

名称等	設立許可年月日	代表者名	目的
公益社団法人 福岡県薬剤師会 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-20-15 TEL 092-271-3791	平成25年4月1日	小田 真稔	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡県民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 八幡薬剤師会 〒805-0059 北九州市八幡東区尾倉2-6-22 TEL 093-661-1166	平成25年4月1日	有吉 浩文	薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、薬剤師が医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
公益社団法人 福岡県製薬工業協会 〒833-0055 筑後市熊野994-1 TEL 0942-54-1472	平成24年4月1日	岡本 隆行	公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、会員及び、医薬品等の製造管理及び品質管理に係る従事者の倫理的学術的水準を高め、薬学及び薬業の進歩発達を図る。
公益社団法人 北九州市薬剤師会 〒805-0041 北九州市八幡東区祝町2-13-26 TEL 093-651-2255	平成24年4月1日	星野 正俊	地域薬剤師会との連携のもと、公衆衛生の向上と福祉の増進に寄与するため、薬剤師の倫理的及び学術的水準の向上と薬学薬業の進歩発達を図る。
公益財団法人 北九州生活科学センター 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1-4 TEL 093-881-8282	平成24年4月1日	市村 清隆	保健衛生及び環境に関する検査、調査、研究、啓発及び相談等を行うことにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。
公益社団法人 福岡県医薬品配置協会 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南5-6-26-201号 TEL 092-451-2303	平成23年4月1日	下坂 隆雄	配置薬制度を通じて県民の保健衛生の向上に寄与し、会員の職能的水準を高め、もって地域社会に貢献する。
一般社団法人 福岡市薬剤師会 〒810-0021 福岡市中央区今泉1-1-1 TEL 092-714-4416	平成25年4月1日	木原 太郎	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、福岡市民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般財団法人 福岡スモン基金 〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-41-510号 TEL 092-751-4097	平成25年4月1日	甲野 範之	スモン等薬害による被害者救済事業、その他薬害等の関連事業を行い、スモンその他の薬害による被害者に関する恒久対策の確立を図り、もって社会福祉の向上に寄与する。
一般社団法人 田川薬剤師会 〒827-0002 田川郡川崎町池尻607-1 TEL 0947-42-8883	平成25年4月1日	中原 学	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。
一般社団法人 直方鞍手薬剤師会 〒822-0015 直方市古町8-12 TEL 0949-29-7055	平成25年4月1日	宮坂 圭三	薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。

名称等	設立許可年月日	代表者名	目的
一般社団法人 宗像薬剤師会 〒811-3431 宗像市田熊5-5-1 TEL 0940-36-7770	平成25年4月1日	坂口 尚登	薬剤師の倫理の高揚及び學術の振興を図り、 薬学及び薬業の進歩発達を図ることにより、 地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与する。